平成２０年（フ）第１９２０９号
福井県敦賀市若葉町３丁目310
破産者　北村　直子
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５７５号
東京都千代田区三番町28―７
破産者　株式会社キールネットワークス
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２６１号
長野県上田市常田３丁目４番13号
破産者　有限会社WAY　STATION　JAPAN
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２８７号
神奈川県平塚市見附町13番６―604号ダイアパレス平塚見附
破産者　有限会社アイプリント
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第２０４５号
大阪市北区中之島３丁目２番18号住友中之島ビル７階、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市北区北花田町３丁44番17号
破産者　株式会社ツール王国
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１９号
神戸市灘区大和町４丁目５番22号
破産者　有限会社パーフェクト・ホーム
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１５号
神戸市長田区細田町４丁目１番23号
破産者　株式会社エム・ティ・ジャパン
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８５２号
岡山市北区今８丁目２番22号　パークプレイス今８―205号、開始決定時の住所岡山市北区西古松53番地１　アルファステイツ大元駅前1307号
破産者　滝澤　隆一
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０５４号
岡山市東区鉄469番地
破産者　株式会社城東自動車
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０９号
横浜市金沢区鳥浜町１番１
破産者　株式会社イズモ水産
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７７号
横浜市西区浅間町５丁目381番地の５
破産者　有限会社飯島ミシン商会
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１号
東京都千代田区神田神保町２丁目３番地
破産者　株式会社新世界レコード社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４６号
岡山県倉敷市生坂1460番地１
破産者　有限会社ナカニシ製作所
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第３８０号
香川県高松市今新町３番地16
破産者　株式会社ヨコヤマ
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２８６号
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地Ｃ棟403号
破産者　小園　博文
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２０年（フ）第１１０号
茨城県土浦市上高津1346番地６
破産者　滝本　昇
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第６３号
茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸303番地13
破産者　青木　幸雄
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第５０５号
群馬県渋川市中郷242番地１、破産手続開始決定時の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地1472
破産者　齋藤　強
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１１７号
群馬県前橋市日輪寺町202番地１
破産者　岩崎　弘
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３３号
北海道名寄市西８条北９丁目21番地139
破産者　小林　義一
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部